

療養費の支給とは、次に掲げる事由等により、医療機関等で全額自己負担をしていたのちに町民課窓口で申請し、審査決定がされれば、自己負担分を除いた金額がのほど支給されるものです。

- ▼ 急病等やむを得ない事情で、マイナ保険証または資格確認書を持たずに治療を受けたとき
- ▼ コルセットなど治療用器具を購入したとき(医師が認めた場合)
- ▼ 海外滞在中に急病で医療機関にかか

療養費の支給

3月14日(土) 9時~12時
 マイナンバーカードの申請、受領、電子証明書の更新業務を行います。
 窓口で申請用の写真撮影のサービスも行います(無料)。平日の業務時間内に来ることが難しい方は、この機会をぜひご利用ください。お電話での予約をお願いします。*特別開庁時は、通常の窓口業務(住民票等証明書の発行や住民異動の手続き)はできません。

《要予約》マイナンバーカード
 手続きのための特別開庁

町民課からのお知らせ

TEL 0493-62-2154

● リフィル処方箋は、1枚の処方箋で、最大3回までお薬の処方を受けられます。症状が安定している方に対して、医師がリフィルによる処方が可能と判断した場合に、処方箋の「リフィル可」欄にシ点を記入し発行される緑リフィル使用できる処方箋です。
 ※ 新薬や麻薬、向精神薬、湿布薬など一部のお薬は処方できません。
 ● リフィル処方箋のメリット
 通院の回数を減らすことができ、医療費を抑えることも含め、負担軽減が期待できます。また、患者様本人だけでなく、医療機関の混雑緩和や医療従事者の負担軽減にもつながります。
 ● リフィル処方箋の処方を受けるには
 【実際に使ってみましょう】
 処方箋は医師の判断となりますので、気になる方は、まず主治医の先生に相談してみましよう。また、初回処方箋の有効期限は一般の処方箋と同じ4日間となりますのでご注意ください。な

使ってみませんか？
 リフィル処方箋

つたとき(海外療養費)
 ◎ 申請に必要なもの
 資格確認書・本人確認書類・振込先がわかるもの・診療内容明細書・領収書・医師の意見書など、申請内容によって異なりますので、担当までお問合せください。

令和8年度 高齢者外出支援 タクシー助成券を交付します

問 長寿生きがい課 TEL 0493-62-0718

高齢者の日常生活の利便性の向上と社会参加の促進を図るため、タクシー料金の一部を助成しています。
 対 町内に住所があり、運転免許証を所有しない(運転免許証の失効者を含む)70歳以上の方(令和8年度中に70歳になる方も対象となります)※軽度および重度の障害がある方は障害者等および重度心身障害者福祉タクシー助成券と高齢者外出支援タクシー助成券のどちらかを選べます。
 助成内容 1枚につき500円の助成券を1か月当たり3枚~4枚、年度末までの分を一括交付します。助成券は年1回申請できます。有効期限は令和9年3月31日です。
 交付枚数 75歳以上の方は4枚/月、70歳~74歳の方は3枚/月(例:4月申請71歳の場合、12か月×3枚=36枚)
 ※申請月が遅くなると、交付枚数も少なくなります
 申請手続き 原則郵送とします。申請書が3月13日までに到着した分については、3月下旬に助成券を郵送します。その後は申請書の到着から10日程度で郵送しますので余裕をもって申請してください。申請書は、広報2月号差込、またはホームページからダウンロードできます。



- 【利用上のお願ひ】
- ▶ 利用の際、タクシー券に氏名・住所の記入をしてください。
 - ▶ 本人以外は利用できません。他人に譲渡・貸与は絶対しないでください。
 - ▶ 有効期限間際の未利用タクシー券は、無理に使用せず廃棄または返却してください(※未使用分は、翌年度以降の貴重な財源となります)。
- 事業の趣旨をご理解いただき、継続的かつ有効にご利用いただくため、ご留意くださいますようお願いいたします。

高齢者の運転免許証自主返納を支援しています

問 長寿生きがい課 TEL 0493-62-0718

運転に不安を感じた高齢者の自主的な運転免許証の返納を促し、高齢者運転者による交通事故の防止を図るため、運転免許証自主返納支援をしています。
 対 町内に住所がある70歳以上(返納時)の方で、運転免許証を自主返納してから6か月を経過していない方
 内 ▶ タクシー助成券15枚(1枚500円、1回に複数枚利用可、1年間有効)
 ▶ 運転経歴証明書の交付手数料の一部(上限1,000円)の助成
 申請に必要なもの 運転免許の取消通知書の写し(警察署等の窓口で免許証を返納すると交付されます) 運転経歴証明書の発行を受けた方のみ、次の書類が必要です。
 ▶ 運転経歴証明書と交付手数料領収書 ▶ 振込先の口座番号がわかるもの



● 対象者
 国民年金第一号被保険者の方
 ● 届出時期
 出産予定日の6か月前から届出可能。
 ● 産前産後期間の取扱ひ
 産前産後として認められた期間は保険料を納付されたものとして、老齢基礎年金の受給額に反映されます。
 ※ 日本年金機構ホームページにも制度の詳細を掲載しております。
 継続免除を申請されている方へ
 配偶者状況が変更された場合はお申出ください
 年金保険料の全額免除または納付猶予の承認を受け、翌年度以降も申請をご希望の方は、婚姻や離婚等により配偶者の状況に変更があった場合には日本年金機構への届け出が必要になります。申請書などの年金関係の届出にマイナンバーの利用で、添付書類が省略できる場合があります。
 問 川越年金事務所
 TEL 049-242-2657

LINE
 嵐山町公式アカウント
 イベントや観光、防災情報等を配信します。
 町の最新情報が手に入る嵐山町公式LINEアカウント、ぜひご登録ください。
 QRコードを読み取ってください。

Instagram
 始めました!
 嵐山町公式観光Instagramを始めました!
 イベント情報を中心に、楽しい写真をお届けします!
 下記QRコードよりフォローしてください!
 問 嵐山町 企業支援課
 TEL 0493-62-0720